



たいら行雄
鹿児島県議会議員

皆様のご支援によりまして、県議になつて半年が経ちましたが、前県議の松崎さんのご指導もいたきながら日々努力を重ねてきました。今後は、できるだけ早くひとり立ちできるよう、日々精進してまいりますので、引き続きご支援くださいます。

10月に入りましたが、日中は秋の気配が一向に感じられない今日この頃です。皆様におかれましては、体調を崩されることなく、ご健勝にてお過ごしのことだと思います。さて、9月10日～10月3日の日程で行われた9月議会がようやく終わりました。今回の議会では、はじめて一般質問に立つことができ、三反園知事に直接、これまでの思いをぶつけました。お忙しい中、傍聴に来ていただいた皆さんに感謝申し上げます。その後、本会議最終日には、日本共産党県議団として反対討論を行いました。

日本共产党
鹿児島県議団

たいら行雄 県議会ニュース

●発行／日本共产党鹿児島県議団 2019年秋号 (No.3)
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL/FAX 286-3977
E-mail kengidan@jcp-kagoshima.com



ホームページ Facebook

9月県議会報告

たいら行雄県議は9月19日、初めて的一般質問にたち、県民の願いを取り上げ、その実現を迫りました。その内容を紹介させていただきます。



▲一般質問を行うたいら行雄県議



政策合意文書

平成28年6月17日

- 1：三反園知事と平良行雄は県民の県民による県民の為の県政に対するために伊藤知事の4選を阻止しなければならないと考える。多くの県民からも4選を阻止するために候補を絞りこむべきだとの声が多数寄せられている。
- 2：三反園知事と平良行雄は県政の主要政策について下記を合意する。
- ① 両者は伊藤知事の「川内原発の再稼働受け入れ表明」は、県民が多くの不安を抱えたままの状況で行われたもので、迅速で問題があったとの認識で一致した。
 - ② 両者は「熊本地震の影響を考慮し、安全確保のために川内原発を停止し、再調査、再検証を行ふ事を」九州電力に強く申し入れる事で一致した。
 - ③ 両者は原発に関する諸問題を検討する「原子力問題検討委員会（仮称）」を県内に恒久的に設置し、答申された諸問題についての見解をもとに県としての対応を確立していく事を合意した。
 - ④ 両者は知事就任後、原発を廃炉にする方向で可能な限り早く原発に頼らない自然再生エネルギー社会の構築に取り組んで行く事で一致した。
 - ⑤ 両者はその他の農業、医療福祉、教育、自然環境等の県政の課題については、県民の声に真摯に耳を傾け対応する事を確認した。
- 伊藤知事の4選を阻止し、上記を実現するために、先行する三反園知事が出馬し、平良行雄は出馬を見送る事で合意した。

三反園知事について問う！

～原発の政策合意を反故にし、不誠実な知事の対応は許せません～

私は、福島での原発事故を目の当たりし、こんな危険な原発はなくしたいとの思いで、3年前の県知事選に立候補することを決意しました。最終的には、三反園氏と「政策合意」を交わし、立候補を見送りました。ところが、三反園氏は、知事に就任して以降、今まで「政策合意」を守っていません。私は、約束を守って欲しいとの思いから、三反園知事に何度も面会を求めることが、これまでの3年間、ただの

一度も会ってもらえませんでした。そこで、私は、「知事になられて以降、何故一度も会ってもらえないのか？」、「原子力問題検討委員会」のメンバーに反対派も入れて、廃炉も含めた幅広い議論を行うとの約束を、何故反故にされたのか？と質問し、
①「政策合意」にもとづいて、川内原発1・2号機の20年延長運転を認めないこと。
②3号機増設は、前知事の同意を白紙撤回すること。

などを求めました。残念ながら三反園知事は、まともに答えることができず、曖昧な答弁に終始しました。

私は、このような極めて不誠実な知事の対応を許すことができません。今後も三反園知事の政治姿勢を厳しく追及していく決意です。

高すぎる国保税の引き下げを求める

昨年4月から、国保財政の責任主体が国から県へ移行（県単位化）されたことに伴い、全国では多くの市町村が「国保事業費納付金」を納めるために、国保税を引き上げました。県内でも、国保財政の赤字などを理由に、国保税の引き上げが行われる可能性は否定できません。そこで、

①県独自に財政支援を行っているか。
②国保税の対応世帯に対する差押えについて、違法な事例はないか。また、違法な差押えを防止するための対策を講じているか。
 などについて質問しました。これに対し県当局は、「これまで一定の支援を行っていることから、（これ以上

の）県独自の対応は考えていない」、「滞納処分については、市町村担当者の研修会などで適切な対応を要請している」など、県民の思いとは程遠い回答でした。今後においても、誰もが安心して暮らせるよう、県の姿勢を追及していきます。

すべての子どもたちの医療費を病院窓口無料化を求める

昨年10月から、未就学児の医療費の病院窓口無料化が、非課税世帯に限って始まりましたが、三反園知事の公約に照らせば、まだまだ不十分です。こうした中、この9月議会において知事は、窓口無料の対象範囲を「非課税世帯の高校生まで」に引き上げたいとし、「有識者懇談会の設置」を表明されました。確かに、対象となる範囲を拡大することそのものについては、一定評価するのですが、多くの保護者が求めているのは、現在の「非課税世帯」という規定を、「すべての子ども」に広げることです。

ある保護者団体は、「所得にかかわらず、すべての子どもたちを対象に、病院窓口無料にすること」を求め、

これまで 10,594 筆の署名を提出しています。こうした状況を踏まえ、私は、

①まず、優先して所得制限を撤廃し、すべての子どもたちを対象とすること。

②さらに、今後設置される「有識者懇談会」に、署名を提出された「3つの安心をつくる会」などの保護者代表を加えること。

など2点を求めましたが、納得できる回答は得られませんでした。

今後も、三反園知事が自ら掲げた公約の実現を強く求めてまいります。



幼児教育・保育の無償化に伴い副食費の助成を求める

今月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、今回の無償化については、下記の三つの問題があります。

- ①財源が消費税であり、これによって、内容の拡充を求めれば、さらなる消費税増税につながりかねないこと。**
- ②今回、国の基準を満たさない施設までも無償化の対象としたために、安心して保育が受けられるかどうか、不安が募ること。**
- ③これまで保育料に含まれていた「副食費」が、保護者負担となり、この徴収が保育所の業務となってしまうこと。などです。**

このような問題については、県がどのように受け止め、具体的対策を講じるかが重要です。

実際に秋田県では、無償化にともない、県と市町村が力を合わせ、多子世帯の「副食費」を助成するなど、全国で多くの自治体が助成制度の実施を検討しています。そこで、本県においても、子育て支援の立場から、「副食費」の助成を求めましたが、前向きな回答は得られませんでした。このことについては、今後の県議会の中で実現を迫ってまいります。

※現在、県内12の市町村が助成の検討を行なっています。



すべての水俣病被害者の救済を求める

2009年7月に成立、施行された水俣病特別措置法は、「あたう限りの救済」を原則としているながら、実際には、多くの未救済者を残しています。それは、特措法の対象地域と非対象地域とに分断されているのが大きな要因です。また、制度の周知が十分でない中で、被害者団体の反対を押し切って、わずか2年で救済措置への申請を打ち切ったからです。

今回、損害賠償を求める裁判の中で、対象地域外から救済の対象となった人が130名余

りも認定されました。このことを受けて県当局に、

- ①特措法の対象外地域から、多くの救済対象の被害者がいたことが確認されたが、この事実をどう受け止めているか。**
- ②特措法第37条には、「調査研究」として、指定地域等居住者の健康調査や被害について調査を行うことを定めているが、未だに手が付けられていない。国に対して、速やかな「調査研究」への着手を要請すること。**

などを求めましたが、県当局は「平成26年8月に判定を終え、1万5千人を超える救済対象者がおられ、対象地域外に居住者されていた方もおられると承知している」と回答する一方で、「県として国に対して特段の要請をすることは考えていない」と、極めて無責任な回答でした。

今後においては、引き続き患者会とも連携して、すべての被害者の救済を求めてまいります。

議案、請願・陳情に対する各会派の態度

	○賛成・採択 × 反対・不採択 △継続	共産	自民	県民連合	公明	無所属			議決結果
						A	B	C	
議案	令和元年度県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（他7議案）	○	○	○	○	○	○	○	採択
	令和元年度県一般会計補正予算（第1号）	×	○	○	○	○	○	○	採択
	県職員の勤務時間、休暇などに関する条例等の一部を改正する条例制定の件								
	土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件								
	県地方警察職員の給与に関する条例及び県警察職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件								
陳情 請願	県議会に「原発問題等に関する特別委員会」の設置を求める陳情書	○	×	○	×	△	×	×	不採択
	伊佐市への新設特別支援学校設置についての陳情書	○	△	○	△	○	○	△	継続
	県議の政務活動費の領収書等の議会HPでの公開等を求める陳情書	○	△	○	○	○	○	○	継続
	「県情報公開条例」第12条（開示決定等の期限）の見直し求める陳情書	○	△	○	△	○	○	○	継続

無料生活相談

たいら行雄県議などが相談にのります。

毎週木曜日 午後2時～4時

たいら行雄事務所 鹿児島市坂之上3丁目1-2 電話099-296-9507

このニュースは政務活動費で作成しています。
県政へのご意見お聞かせください